

小矢部市入札心得

(趣旨)

第1条 小矢部市が発注する建設工事並びに小矢部市が発注する建設工事に関する工事の設計、調査及び測量等の委託業務の契約に係る指名競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書及び指名通知書を熟慮のうえ、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札の前日まで関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投かんしなければならない。
- 3 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することができない。
- 4 指定した場所及び時刻までに投かんしなかった場合は、棄権したものとする。
- 5 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 6 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。
- 7 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別紙様式）を契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日前日までに到着したものに限る。）する。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- 4 指名競争入札を行う場合は、入札の辞退により、入札参加者が1者のときは、入札執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行をさまたげるおそれがあると認めるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第6条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その個所に押印のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2者以上の入札者の代理を兼ねてした入札
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札
- (6) 明らかに独禁法などに抵触すると認められる入札又は入札に際し不正行為があったと認められる入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 再度の入札に当たり、事前の入札の最低価格以上の価格の入札
- (9) 予定価格が事前に公表されている入札に当たり、予定価格を超える価格の入札（この場合、入札に対する不誠実な行為とする。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札参加者立会のうえ行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格を設けた場合にあっては、予定価格との制限の範囲内の価格で入札した者を落札者とする。

2 低入札価格調査基準価格を下回って入札した者は、低入札価格調査委員会において審議し、落札者を決定する。この場合、最低価格で入札した者であっても必ずしも落札者とはならない。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合においては、直ちに当該入札をなした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札等)

第9条 開札をなした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

2 第6条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、当該入札に再度参加することができない。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札した日から起算して7日以内（休日、祝日を除く。委託業務の契約にあっては5日以内。）に契約を締結しなければならない。ただし、建設工事に係る請負代金が500万円未満の場合、5日以内（休日、祝日を除く。）に契約を締結しなければならない。

2 建設工事の落札者は、請負代金が500万円以上の場合、この契約と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は納付を免除する。

3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

4 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後に設計図書等についての不明等を理由として異議を申立てることはできない。

附 則（平成30年6月28日告示第67号）

この告示は平成30年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

別紙様式（第3条第2項第1号関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

（宛先）小矢部市長

所 在 地
名 称
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で指名通知があった、下記工事（業務）の入札を都合により辞退いたします。

記

- 1 工事（業務）番号 第 号
- 2 工事（業務）名